

原管発官 R2 第 185 号  
令和 2 年 11 月 5 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川智明

### 東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり東通原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

#### 1. 変更の内容

令和 2 年 9 月 16 日付原規規発第 2009169 号をもって認可を受けた東通原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、下線は含まない。）。

#### 2. 変更の理由

##### （1）原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

当社は、2017 年 7 月 10 日の原子力規制委員会における、原子力発電事業に取り組む上での 7 つの基本的な考え方に関する意見交換の内容をふまえ、同年 8 月 25 日、原子力規制委員会に回答文書を提出した。回答文書等の内容を保安規定に反映するため、関連する保安規定条文の変更及び別添の追加を行う。

また、社長の責任のもと「原子力事業者としての基本姿勢」に基づき、品質保証活動（リスクに関するプロセスを含む。）に展開することは、各発電所固有の保安活動ではなく当社としての取り組みであるため、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定と同様の内容を定めることとする。

- ・第2条（基本方針）
- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第120条（記録）
- ・別添1（2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書）
- ・別添2（重要なリスク情報への対応）

## （2）原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所では7号炉の新規制基準対応に伴い、自然災害及び人為事象に係る保安規定条文を追加した。この際、従来運転管理基本マニュアル傘下にあった原子力災害対策マニュアルを、自然災害及び人為事象に係る対応を含めた基本マニュアルとして整理し、全社大のマニュアル体系の見直しを行ったため、関連する保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）を変更する。

### 3. 施行期日

- （1）この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- （2）重要なリスク情報への対応（第3条5.4.2(3)及び7.2.3c）、第5条(1)、  
第120条表120-3 2. (1)並びに別添2）については、核燃料物質を発電所に搬入する前までは、なお従前の例による。

以上

別添

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針) 第2条</p> <p>東通原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、<u>安全文化を基礎とし</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針) 第2条</p> <p><u>当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</u></p> <p>東通原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、<u>基本姿勢に則り</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた</u>、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p><u>【原子力事業者としての基本姿勢】</u></p> <p><u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</u></p> <p><u>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u></p> <p><u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <p><u>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u></p> <p><u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</u></p> <p><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</u></p> <p><u>4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。</u></p> <p><u>社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</u></p> <p><u>5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u></p> <p><u>現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</u></p> <p><u>7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。</u></p> <p><u>現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更</p>

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前					変更後					備考																					
第2章 品質保証  (品質マネジメントシステム計画) 第3条  (中略)  4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般  (中略)  d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					第2章 品質保証  (品質マネジメントシステム計画) 第3条  (中略)  4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般  (中略)  d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更  記載の適正化																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th><th>原子力品質保証規程の関連条項</th><th>名 称</th><th>管 球 所</th><th>第3条以外の関連条文</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>セルフアセスメント実施基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td><td><u>第17条の3, 第17条の4</u></td></tr> </tbody> </table>					第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管 球 所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	<u>第17条の3, 第17条の4</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th><th>原子力品質保証規程の関連条項</th><th>名 称</th><th>管 球 所</th><th>第3条以外の関連条文</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>セルフアセスメント実施基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td><td><u>二</u></td></tr> </tbody> </table>					第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管 球 所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	<u>二</u>		
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管 球 所	第3条以外の関連条文																											
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	<u>第17条の3, 第17条の4</u>																											
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管 球 所	第3条以外の関連条文																											
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	<u>二</u>																											
(中略)					(中略)																										
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3, <u>第17条の7</u>	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3																						
(中略)					(中略)																										
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	<u>第17条～第17条の5, 第17条の7, 第17条の8, 第118条～第120条</u>	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条																						
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, <u>第108条～第117条</u> , 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～ <u>第17条, 第18条～第110条</u> , 第120条, 第121条																						
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	(中略)			(中略)																										
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第17条の7, 第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条</u>			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条																						
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第17条の7, 第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</u>			放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条																						
(中略)							施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条																						
					<u>原子力災害対策基本マニュアル</u>		<u>原子力運営管理部</u>	<u>第17条の2～第17条の8, 第108条～第117条</u>																							
					(中略)																										

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前					変更後					備考
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第17条の2～第17条の4、第107条の2	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第107条の2	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第17条	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—	記載の適正化
		(中略)					(中略)			
8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条、第24条、第27条、第39条、第51条～第53条、第58条～第61条、第66条、第67条、第84条、第120条	8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条、第24条、第27条、第39条、第51条～第53条、第58条～第60条、第66条、第67条、第84条、第120条	
(中略)										
5. 経営責任者等の責任										
5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ										
(中略)										
a) 品質方針を設定する。										
b) 品質目標が設定されることを確実にする。										
c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。										
d) マネジメントレビューを実施する。										
e) 資源が使用できることを確実にする。										
f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。										
g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。										
h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。										
(中略)										
5.3 品質方針										
(中略)										
f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。										
(中略)										
f) <u>基本姿勢を含む</u> 組織運営に関する方針と整合がとれている。										
(中略)										

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画  (中略)  (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>リスク</u> 情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画  (中略)  (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>原子力安全に係る</u> 情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを <u>次の事項により</u> 確実にする。 a) <u>外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼす おそれのある事項の抽出</u> b) <u>原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</u>  <u>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む。）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。</u>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更  原子力災害対策マニュアルのマニュアル体系見直しに伴う変更
5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般  (中略)  (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般  (中略)  (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに <u>基本姿勢</u> 、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理（ <u>緊急時の措置含む。</u> ）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。  (中略)	7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、 <u>緊急時の措置</u> 、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。  (中略)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション  (中略)  c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法 d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法  (中略)	7.2.3 外部とのコミュニケーション  (中略)  c) <u>重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかつ確実に提供する方法</u> d) 原子力安全に関連する必要な情報（c)を除く。）を組織の外部の者へ確実に提供する方法 e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法  (中略)	

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>e) 取扱い、<u>保守</u>及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(省略)</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>e) 取扱い、<u>保全</u>及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(省略)</p>	<p>記載の適正化</p>

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことと任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(省略)</p>	<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、<u>「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」</u>に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことと任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者 <u>（所長を含む。以下、本条において同じ。）</u> に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更 記載の適正化</p>

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画) 第107条</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(省略)</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画) 第107条</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画<u>(変更)</u>認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(省略)</p>	記載の適正化

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																																																																					
<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 120 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3<sup>※2</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td></tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(9) 設計・開発の変更の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証に用いた基準の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録			(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録			(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録			(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録			(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録			(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(9) 設計・開発の変更の記録			(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録			(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録			(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録			(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録			(15) 校正又は検証に用いた基準の記録			(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録			<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 120 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3<sup>※2</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td></tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>原子炉を廃止するまでの期間</td></tr> <tr> <td>(2) マネジメントレビューの結果の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(7) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(9) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(10) 設計・開発の変更の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(11) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(12) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(13) プロセスの妥当性確認の結果の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(14) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(15) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(16) 校正又は検証に用いた基準の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(17) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録			(1) 重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間	(2) マネジメントレビューの結果の記録			(3) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録			(4) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録			(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録			(6) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録			(7) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(8) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(9) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(10) 設計・開発の変更の記録			(11) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録			(12) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録			(13) プロセスの妥当性確認の結果の記録			(14) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録			(15) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録			(16) 校正又は検証に用いた基準の記録			(17) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録			<p>原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更</p>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																					
(中略)																																																																																																																							
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																																							
(1) マネジメントレビューの結果の記録																																																																																																																							
(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録																																																																																																																							
(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録																																																																																																																							
(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録																																																																																																																							
(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録																																																																																																																							
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(9) 設計・開発の変更の記録																																																																																																																							
(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録																																																																																																																							
(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録																																																																																																																							
(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録																																																																																																																							
(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録																																																																																																																							
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録																																																																																																																							
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録																																																																																																																							
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																					
(中略)																																																																																																																							
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録																																																																																																																							
(1) 重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間																																																																																																																					
(2) マネジメントレビューの結果の記録																																																																																																																							
(3) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録																																																																																																																							
(4) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録																																																																																																																							
(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録																																																																																																																							
(6) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録																																																																																																																							
(7) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(8) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(9) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(10) 設計・開発の変更の記録																																																																																																																							
(11) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録																																																																																																																							
(12) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録																																																																																																																							
(13) プロセスの妥当性確認の結果の記録																																																																																																																							
(14) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録																																																																																																																							
(15) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録																																																																																																																							
(16) 校正又は検証に用いた基準の記録																																																																																																																							
(17) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録																																																																																																																							

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(17)校正及び検証の結果の記録</p> <p>(18)内部監査の結果の記録</p> <p>(19)使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録</p> <p>(21)不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22)是正処置の結果の記録</p> <p>(23)未然防止処置の結果の記録</p>	<p>(18)校正及び検証の結果の記録</p> <p>(19)内部監査の結果の記録</p> <p>(20)使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(21)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録</p> <p>(22)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(23)是正処置の結果の記録</p> <p>(24)未然防止処置の結果の記録</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更 記載の適正化</p>

(省略)

(省略)

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>附 則</p> <p>附則（令和2年9月16日 原規規発第2009169号）</p> <p>(施行期日) 第1条 この規定は、令和2年9月25日から施行する。</p> <p>(省略)</p>	<p>附 則</p> <p>附則（令和 年 日 原規規発第 号）</p> <p>(施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 重要なリスク情報への対応（第3条5.4.2(3)及び7.2.3c）、第5条(1)、第120条表120-3 2.(1)並びに別添2）については、核燃料物質を発電所に搬入する前までは、なお従前の例による。</p> <p>(省略)</p>	

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)		原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書

(第2条関連)

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
	<p>『原子力事業者としての基本姿勢』作成の元となった2017年8月25日 原子力規制委員会に提出した原文</p> <p style="text-align: right;">2017年8月25日</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明</p> <p>本年 7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答</p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p>当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さんに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと強く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。</p> <p>福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。</p> <p>新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。</p> <p>こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元に足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。</p> <p>なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。</p> <p>これまで、当社は、社外に向かって当社の考え方をお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。</p> <p>また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。</p> <p>原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかりと受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。</p> <p>会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。</p> <p>こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下のとおりお答えします。</p>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>2. 各論点に対するご回答</u></p> <p>① 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中長期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。</p> <p>これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</p> <p>今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供</li> <li>○ 福島県産品の購入等に関する取組</li> </ul> <p>② 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>現在審査頂いている柏崎刈羽6／7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。</p> <p>また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</p> <p>③ 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない</p> <p>当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。</p> <p>私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していません。</p> <p>④ 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない</p> <p>福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。</p>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
	<p>この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。</p> <p>社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思ってはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</p> <p><b>⑤ 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない</b></p> <p>当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。</p> <p>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。</p> <p>現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。</p> <p>私は、何よりも、発電所のことによく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切にし、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。</p> <p>今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。</p> <p><b>⑥ 原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき</b></p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。</p> <p>トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。</p> <p><b>⑦ 社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない</b></p> <p>当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6／7号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。</p> <p>また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。</p>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

以上

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)	<a href="#"><u>別添2 重要なリスク情報への対応</u></a>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更

## 東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>重要なリスク情報への対応</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①リスク情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>②リスク情報を速やかに報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告</li> <li>・社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③リスク緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先してリスク緩和措置を決定</li> <li>・組織はリスク緩和措置を実施</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④追加措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織はリスク情報を追加収集</li> <li>・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先して追加措置を決定</li> <li>・組織は追加措置を実施</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤措置の完了確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認</li> </ul> </div>	原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う変更